

地域社会における文化財の活用に関する研究
埼玉古墳群を事例に

遠藤 遙

文化財保護法の制定から 50 年余りが経過し、近年ではその保存から活用へと重点が移りつつある。史跡の場合を見ると、法制定当初は保存に関する事業に重点が置かれていたのが、次第に公開するための整備事業へと移っていき、近年では史跡空間や、史跡に関する情報を地域の中で活用するという様に、保存から活用への変遷が見て取れる。

活用と一口で言っても、体験学習や講座などの生涯学習的な活用に留まらず、地域おこしや観光振興を目的としたイベント開催や商業活動などがあり、主体も行政・市民・NPO や企業など多様である。特に市民参加は、地域社会において文化財の多面的な価値が重視されつつある現代では重要な要素である。住民独自の活用が行なわれている事例も数多く、地域社会において文化財がどう受容され、どんな機能を担っているかを明らかにすることが、より有効な活用へつながると考えられる。

事例の埼玉古墳群は、昭和 13 年に国史跡に指定され、44 年にさきたま古墳公園として整備、開園した。58 年には稲荷山古墳から出土した金錯銘鉄剣が国宝に指定され、平成 18 年に策定された保存整備基本計画が現在は進行中である。この指定や整備を契機に、古墳群の位置する埼玉地区や行田市では、古墳に関連した有形無形の活用が生み出され、住民主体のイベント「さきたま火祭り」や、古墳関連商品の制作、販売が行なわれてきた。

本論文ではこの地域住民による活用の分析を通して、地域住民の埼玉古墳群に対する意識と、現在の活用の特色と課題を明らかにすること、更にそれを踏まえて、行政との連携を重視しながら今後どう展開していけるかを検討することを目的とする。研究を行うにあたっては、火祭りと古墳関連商品の当事者の方を中心にヒアリングを行ない、火祭りは準備期間から後片付けまでを参与観察した。その結果、住民の意識の上では、埼玉古墳群に対して文化財という見方よりも、子供時代の遊び場や墳丘上の神社に対する信仰といった、地域に溶け込んだ存在としての認識の方が大きいことが明らかになった。火祭りに関しては、こうした認識が根底にあるため地域の行事として定着していると言える。以上を踏まえ、まず火祭りでは埼玉古墳群の文化財としての価値にも来場者の関心が及ぶよう、例えば市民との共同研究などの成果を祭りの日に発表するなど、企画段階での博物館との連携や相互の広報活動が望まれる。商業利用では、住民による物産店の運営などの検討と共に、商品に古墳などの名称・形状を使用する場合は売り上げの一部を寄付することで博物館の協力店として認定し、保存に寄与すると共に店のイメージ向上にもつながるといった仕組みの検討などが望まれる。事例の商業利用は地元によく居住する小規模な業者によって行われているため、地域とのより密接な関係が構築できる仕組みが必要と考えられる。